

鳥取県告示第 376 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 7 月 7 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 20 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成 20 年 5 月 7 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ふたばの里

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

豊嶋 久夫

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市雲山 44

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、地域のなかで自分らしく豊かな生活ができるように、就労支援活動、創造的活動、生産活動、交流活動等の事業を行い、障害者の自立及び社会参加を支援し、ノーマライゼーション社会の実現に努め、地域と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。